

東近江市鈴鹿の森広報用アニメーション映像シナリオ等制作業務基本方針

1 業務概要

(1) 業務名

東近江市鈴鹿の森広報用アニメーション映像シナリオ等制作業務

(2) 業務の目的

鈴鹿山脈の東近江市側に位置する「鈴鹿の森」は豊かな自然と奥深い歴史文化を有しており、本市は鈴鹿の森を原点に一級河川愛知川を通じた琵琶湖までのつながりを重視した流域政策を行っている。本事業は、鈴鹿の森の魅力及び森から琵琶湖まで広がる「森里川湖のつながり」が私たちの生活を支えていることを視覚的に分かりやすく発信し、市内外の主に子育て世代を対象とした層の興味関心を高め、理解を深めてもらうことを目的としたアニメーション制作を前提に行う。そのため、これを見据えたシナリオの制作及び鈴鹿の森のブランディングに資するキービジュアル等の制作を行うものとする。

キービジュアル、ロゴ等は、ポスターや市ホームページ、ノベルティ、名刺、ユニフォーム等で活用することを前提とする。特にキービジュアルは、市や市が許可する団体が開発するグッズ商品等で活用することを前提としたデザインを想定する。

(3) 業務内容

東近江市鈴鹿の森広報用アニメーション映像シナリオ等制作業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

(5) 予算額

金2,404千円（消費税及び地方消費税含む。）

2 公募型プロポーザル方式採用理由

仕様書に定める映像の制作には、価格だけではなく、短い時間で指定する内容をより分かりやすく伝える専門的な技術及び高度な企画力が必要不可欠であり、プロポーザルにより最も魅力的な広報用映像の企画案を提案する事業者を選定する必要があるため。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 東近江市入札参加有資格者名簿に登録されていること。登録のない者にあつては、「5 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。
- (2) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の不備及び記載事項に虚偽がないこと。
- (3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力及び適正な実施体制を有し、かつ、東近江市の指示に柔軟に対応できる者であること。
- (4) 次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと

認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) その他

応募者は、契約候補者決定までの間に、上記(1)から(4)までに定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 名簿に登録されていない者の参加

「4 参加資格」の(1)に掲げる名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を参加申込書と併せて提出すること。

(1) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

(2) 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(3) 財務諸表直近1期分

(4) 法人にあつては、直近年の国税（法人税、消費税及び地方消費税）並びに直近年の都道府県税（事業税、都道府県民税及び自動車税）及び市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(5) 個人にあつては、直近年の国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）並びに直近年の都道府県税（事業税、都道府県民税及び自動車税）及び市町村税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(6) 誓約書（様式1）

6 募集内容

(1) 募集方法

東近江市ホームページによる募集

(2) 申込方法

指定された期限までに東近江市鈴鹿の森広報用アニメーション映像シナリオ等制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領に定める提出書類を企画部森の文化推進課まで持参又は書留郵便（必着）により提出すること。

7 審査概要

(1) 審査委員会

公正性、透明性及び客観性の確保のために東近江市鈴鹿の森広報用アニメーション映像シナリオ等制作業務プロポーザル審査委員会設置要領に定める審査委員会を設ける。

(2) 審査方法

ア 審査は、選考委員会において、審査委員が企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価して行う。

イ 応募者が1者の場合であっても審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

ウ プレゼンテーションは東近江市役所庁舎内で行うが、オンラインでのプレゼンテーション参加も可とする。オンラインでの参加を希望する場合は、事前に連絡すること。

エ プレゼンテーション、企画提案書及びプレゼンテーションの審査経過については非公開とし、審査結果については文書で通知する。

オ 企画提案書の提出が6者以上あった場合は、企画部森の文化推進課で提出書類を基に一次審査を行い、プレゼンテーションに参加する5者程度を選考する。

カ 結果についての異議は、受け付けない。

キ 最優秀提案者の決定方法は、以下のとおりとする。

(ア) 別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行う。審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0位の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

(イ) プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とする。

(ウ) 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

(3) プレゼンテーション

ア 実施時間

1者につき25分程度(プレゼンテーション15分及びヒアリング10分)とす

る。

イ 資料

プレゼンテーションは企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。

ウ 出席者

出席者は、3人以内とする。

8 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出書類が定められた提出期限、場所及び方法に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

9 選考日程（予定）

令和8年5月27日（水）プロポーザルの公告

令和8年6月5日（金）質問書提出期限

令和8年6月19日（金）質問回答

令和8年6月25日（木）応募書類提出期限

令和8年7月2日（木）一次審査

令和8年7月10日（金）一次審査の結果通知

令和8年7月23日（木）二次審査

令和8年7月下旬 審査結果通知

令和8年8月中旬 契約締結

10 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、東近江市ホームページにおいて公開する。
- (2) 本プロポーザルの実施に関する情報及び契約候補者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

11 著作権及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、東近江市に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募者が提出した書類等の著作権については、応募者に帰属する。

- (2) 本市は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、提出された書類等を複製することがある。

12 契約

- (1) 本プロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定するものであることから、業務委託に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。
- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約金額を確定する。
- (3) 契約保証金その他契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

13 その他

- (1) 本プロポーザルに参加するための費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案者は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 公正な選定が確保できないと判断される場合は、本プロポーザルを中止することがある。